

南魚沼市団体登録制度について（令和8年度変更）

団体登録制度の目的

この制度は、地域住民と児童生徒が定期的なスポーツ活動を通じた心身の健康を育み、維持することを目的とし、その目的達成に必要な事項を以下のとおり定める。

団体区分

登録団体は、市内総合型地域ジュニアスポーツクラブ（以下、ジュニアスポーツクラブ）、認定地域クラブ、登録団体 A、登録団体 B に区分される。

1 申請基準

次の事項を満たす団体は、登録を申請することができる。

- (1) 市内に在住・在勤・在学する小学生以上の者で、5人以上の団体で構成されていること。ただし、隣接する湯沢町・魚沼市・十日町市在住者については、構成団体の過半数に満たない範囲で所属を認める。
- (2) 団体には、代表者として登録年度の4月1日時点で18歳以上の市内在住・在勤・在学者を配置しなければならない。

2 登録申請

登録を申請する団体は、教育長が指定する日までに、「体育施設利用登録団体申請書」を提出しなければならない。

3 登録料

市内一部体育施設を除き、市内体育施設利用料の減免を受けるには、団体登録料として年間5,000円を納入しなければならない。

4 団体登録

団体の登録期間は年度を単位とし、年度途中の登録申請も認める。

5 登録番号

教育長は、登録した団体に登録番号を付与し、登録団体はその番号を用いて予約を行う。

6 登録区分

登録を受けた団体のうち、子ども（小・中学生）が団体の過半数で構成されている団体を「登録団体 A」、これに該当しない団体を「登録団体 B」と区分する。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りではない。

7 変更時の届出

登録を受けた団体は、次に掲げる事項に変更が生じた場合、変更届を提出しなければならない。

- (1) 団体の名称、代表者の氏名、住所または電話番号
- (2) 団体構成員の人数、名簿

8 登録の取消

教育長は、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申告があると認められた場合
- (2) 施設の利用規約を守らなかった場合
- (3) その他、教育長が特に必要があると認めた場合

9 利用調整会議前の優先予約

ジュニアスポーツクラブ、認定地域クラブ、登録団体 A は、次に掲げる条件のもと、利用調整会議前に「南魚沼市体育施設優先予約申請（変更）届」（様式1）を提出することで

施設の優先予約ができる。ただし、大原運動公園、及び上田雪国スポーツセンターを除く。

- (1) 施設及び時間について、第3希望まで**優先**予約の申請をすることができる。
- (2) 学校、学童の予約を除き、空いている枠について**優先**予約の申請ができる。
- (3) (2)のほか、市内小学校の夏期休業期間、及び社会体育施設における市外合宿利用者の施設予約期間を除き、空いている枠について予約の申請ができる。
- (4) **優先順位は、ジュニアスポーツクラブ・認定地域クラブ、登録団体 A の順とする。**
- (5) **1団体の優先予約は、1施設につき半面までとし、週2回を上限とする。**
- (6) **優先予約時間は、平日2時間、休日3時間を上限とする。**
- (7) 優先予約希望が他の団体と重複していた場合、抽選で予約を行う。抽選に外れた団体については、第2希望の予約をとるものとする。以降、これを繰り返し行う。
- (8) **年度途中で優先予約の日程を変更したい場合、「南魚沼市体育施設優先予約申請・変更届」(様式1)提出しなければならない。**
- (9) **上記に記載のない事項については、別冊「学校体育施設利用の手引き」を参照すること。**

10 利用調整会議での施設予約

ジュニアスポーツクラブ、認定地域クラブ、登録団体 A 及び登録団体 Bは、利用調整会議にて施設の予約をすることができる。

11 利用調整会議後の施設予約

ジュニアスポーツクラブ、認定地域クラブ、登録団体 A 及び登録団体 Bは、利用調整会議後に施設の予約をする場合は、各施設管理者へ連絡をしなければならない。

12 利用の取消

登録団体は、自己の都合により利用を取消す場合は、利用日の前日までに各施設管理者へ申し出なければならない。また、やむを得ず急遽利用しなかった場合は、速やかに各施設管理者へ報告をしなければならない。

13 施設の利用方法

登録団体は、市内体育施設の利用について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 南魚沼市立学校施設の開放に関する規則第8条、10条、11条、12条
- (2) 一部市内小学校体育館及び中学校体育館は、原則、半面での予約及び利用とする。
ただし、利用調整会議終了後に予約団体が単独であればこの限りではない。
- (3) **団体は、同日の複数施設優先予約を認めない。ただし、以下の条件に該当する団体は、各施設管理者と協議した上で複数施設の利用を認める。**
 - ・1施設の利用だけでは活動に支障がある場合
 - ・利用調整会議後で、予約団体が単独である場合
- (4) 屋外での活動が主となる登録団体は、雨天時用の体育館予約は週1回までとする。
ただし、雨天時用の体育館予約時間に屋内団体の利用希望があった場合、原則屋内団体を優先とするが、団体同士で協議の上、利用者を決定する。
- (5) グラウンドの使用制限がかかる12月1日以降は体育館を利用する団体と協議の上、予約を行う。
- (6) 登録団体は、屋外照明等の設備及び備品に係る利用料金を半額負担する。

14 複数団体の施設利用

登録団体は、登録団体ではないスポーツ団体と練習試合等で施設を利用する場合、「**登録団体外との練習試合等に伴う南魚沼市学校体育施設使用兼減免申請書**」(様式2)を生涯スポーツ課にメール又はFAXにて利用期日までに提出しなければならない。

15 施設の利用料金

- (1) 登録している団体は、市内一部体育施設を除き、市内体育施設利用料は全額減免とする。

(2) 登録団体ではないスポーツ団体と練習試合等で施設を利用する場合、施設利用料を支払わなければならない。ただし、ジュニアスポーツクラブ、認定地域クラブ、登録団体 A は学校施設の利用に限り、「登録団体外との練習試合等に伴う南魚沼市学校体育施設使用兼減免申請書」(様式 2) を生涯スポーツ課にメール又は FAX にて提出することで減免対象となる。

16 秘密の保持

登録団体は、学校体育施設及び社会体育施設の利用に際し、鍵保管場所等の知り得た情報を外部に開示してはならない。ただし、災害等の緊急時はこの限りではない。

17 その他

この制度に定めるもののほか、団体登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

南魚沼市体育施設優先予約 申請届 変更届

南魚沼市体育施設の優先予約を希望するため、下記の通り申請をします。

令和 年 月 日

団体名		団体登録番号							
団体代表者	(氏名) (連絡先)	種目							
団体区分	<input type="checkbox"/> 市内総合型地域ジュニアスポーツクラブ、 <input type="checkbox"/> 認定地域クラブ、 <input type="checkbox"/> 登録団体 A ※複数 <input checked="" type="checkbox"/> 可								
優先予約希望	記入例	施設名・学校名 六日町中学校	活動場所 体・ <u>1</u> 体・2体 グ・柔	半面 <u>奥</u> ・ 手前	希望 順位 ①	希望 曜日 火	希望期間月 4～11・3	活動時間 19：00～21：00	予約 確定 ○
					②	金	4～11・3	19：00～21：00	×
	第1 希望	体・1体・2体 グ・柔	奥 ・ 手前	①					
				②					
	第2 希望	体・1体・2体 グ・柔	奥 ・ 手前	①					
				②					
	第3 希望	体・1体・2体 グ・柔	奥 ・ 手前	①					
				②					

※太枠は生涯スポーツ課記入

※1団体の優先予約は、1施設につき半面までとし、週2回を上限とする

※優先予約時間は、平日2時間、休日3時間を上限とする

1 記入方法

- 団体の優先順位は区分により異なります。詳細は [別冊「学校体育施設利用の手引き \(P.5～参照\)」](#) をご確認ください。

2 提出日程

- ①令和8年2月20日(金) ※第1回調整会議：令和8年3月10日(火)～12日(木)
- ②令和8年4月17日(金) ※第2回調整会議：令和8年6月9日(火)～11日(木)
- ③令和8年10月23日(金) ※第3回調整会議：令和8年11月10日(火)～12日(木)

3 提出場所、提出方法

- 生涯スポーツ課(市民会館内)へ持参、メールアドレスまたはFAX

4 優先予約確認方法

- 調整会議1週間前に市HPへ掲載を予定しています。(下記QRコード参照)



優先予約 HP

南魚沼市教育委員会 生涯スポーツ課 生涯スポーツ係
〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町865番地(南魚沼市民会館内)
TEL：025-773-6630 FAX：025-772-8161
E-mail：sports@city.minamiuonuma.lg.jp

(様式 2)

教育長	教育部長	生涯スポーツ課		
		課長	係長	担当

宛先：生涯スポーツ課

登録団体外との練習試合等に伴う 南魚沼市学校体育施設使用兼減免申請書

下記のとおり、登録団体ではないスポーツ団体と合同練習・練習試合等で学校体育施設を使用、併せて（様式 2）を受けたいので申込書を提出します。

令和 年 月 日

登録団体名		市の団体 登録番号	
登録団体使用責任者	(氏名)	(携帯)	
市外団体名			
使用目的	登録団体外との合同練習・練習試合等		

学校名		小学校					中学校	使用予定 人数
月	日	曜	使用時間 (開始～終了)	体育館 第一・第二	柔剣道場 武道場	グラウンド (小学校)		
			～					
			～					
			～					
			～					
付帯施設・備品使用の有無 その他								

受付	令和 年 月 日	減免の決定	<input type="checkbox"/> 減免対象 <input type="checkbox"/> 減免対象外
理由	<input type="checkbox"/> 南魚沼市団体登録制度第 15 条に該当 <input type="checkbox"/> 上記に該当しない		

※太枠は生涯スポーツ課記入

【注意事項】

- 登録団体外のスポーツ団体と合同練習、練習試合等による使用が決定した時点で、本申込書を下記メール又は FAX にて提出ください。
- 使用日までに本申込書の提出がなく、後日使用が確認された場合は、**無断使用と判断し使用料金を 100%徴収**します。

南魚沼市教育委員会 生涯スポーツ課（南魚沼市民会館内）
〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町 865 番地
TEL : 025-773-6630 FAX : 025-772-8161
E-mail : sports@city.minamiuonuma.lg.jp